提案書番号: 202510243259274



契約者

ご契約者 様

ご提案商品について

お客さまのご意向に基づき、商品をご提案させていただきます。 商品内容がお客さまのご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。

※お客さまのご意向確認前に本提案書をご提示する場合は、推定した意向に基づき商品をご提案しています。

個人向け		ご遺族の生活費への備え	0
	万一の場合の 死亡保障	葬儀費用への備え	0
		万一の場合の教育費への備え	0
	病気やケガ、がんなどの 特定疾病に備える保障	病気やケガへの備え	
		がんなどの特定疾病への備え	
	介護や特定の身体障害	介護への備え * ¹	
	状態に備える保障	特定の身体障害状態への備え	
	貯蓄 * ² (老後生活資金・ 教育資金の準備等)	老後資金の準備	
		計画的な教育資金の準備	
法人向け		事業保障への備え	
		役員の退職金準備 * ²	
		従業員の福利厚生	

- *1 終身保険RISE・米ドル建終身保険Candle・米ドル建終身保険US RISEをご提案する場合にも「〇」が表示されますが、「介護への備え」を得るには「介護前払特約」「介護前払特約(指定通貨建・外貨建用)」を付加する必要があります。実際のご契約内容については「設計書」をご確認ください。
- *2 【定期保険・PRIME特定疾病の場合】 保険期間が短い場合、解約払戻金はほとんどありません。保険期間が長い場合でも、早期に解約された場合、 解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。これらの場合、貯蓄・役員の退職金準備へのご意向には 沿えません。なお、いずれの場合も、保険期間満了時の解約払戻金はありません。 解約払戻金は、本提案書の「試算表」でご確認ください。
 - ご提案商品における、主契約および特約の保障内容に該当する項目に「O」を表示しています。
 - 複数商品をご提案している場合、該当する保障内容すべてに「O」を表示しています。



契約者

ご契約者 様

被保険者

契約年齡:58歳 男性

生年月日:1967(昭和42)年10月11日

設計書

■ プラン (収入保障保険Keep Up[特定三疾病保険料払込免除特則(2025)適用])

保険種類	保険期間	払込期間	年金月額 • 一時金額	保険料
無解約払戻金型収入保障保険(2025)《1年》【主契約】 収入保障障害介護特則適用なし 特定三疾病保険料払込免除特則(2025)適用 ※非喫煙者優良体保険料率	10年	10年	年金月額 10万円	2, 990円
収入保障障害介護一時金特約	_	_	付加しない	_
リビング・ニーズ特約	_	_	付加する	0円
指定代理請求特約		_	付加する	0円
合計保険料		口座振替・	クレカ(月払)	2, 990円

参考保険料 半年払 17,810円 · 年払 35,260円

この商品に関する注意事項

- お支払い等についての詳細は「ご契約のしおり/約款」をご確認ください。
- 保険期間を通じて解約払戻金はありません。
- 特定三疾病保険料払込免除特則(2025)のがんにかかわる保障は、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)より開始します。

【年金の支払保証期間について】

・支払事由に該当したときから保険期間満了日までの期間が「支払保証期間」に満たない場合には、保険期間満了日にかかわらず、 「支払保証期間」中は年金をお支払いします。

Keep Up (障害介護特則なし・特三疾病特則25適用)

設計書 1/4

2/7

[※]上記保険種類欄の《》内は、支払保証期間を表示しています。

[※]保険料率の詳細については、別ページ「適用する保険料率」をご確認ください。



契約者 ご契約者様

被保険者 契約年齢:58歳 男性

生年月日: 1967(昭和42)年10月11日

設計書

■ 仕組図 (収入保障保険Keep Up[特定三疾病保険料払込免除特則(2025)適用])

下図は主契約のイメージです。

● 年金受取の場合

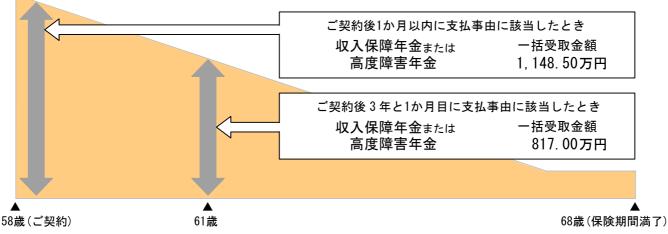
- ・年金は、年金の支払事由に該当した日を年金支払基準日とし、以後年金支払期間満了の日まで年金支払基準日の毎月の応当日 (応当日がない場合は、その月の末日)にお支払いします。
- ・保険期間の経過とともに年金受取総額は毎月減少していきます。

ご契約後1か月以内に支払事由に該当したとき 月額 年金受取総額 収入保障年金または高度障害年金 10万円/ 1.200万円 (年金月額10万円×12か月×10年) 年金月額 10 万円 ご契約後3年と1か月目に支払事由に該当したとき 月額 年金受取総額 収入保障年金または 10万円/ 840万円 高度障害年金 (年金月額10万円×12か月×7年) 61歳 58歳(ご契約) 68歳(保険期間満了)

※保険期間満了まで1年未満の期間に支払事由に該当した場合でも、支払保証期間(1年)中は、年金を毎月お受取りいただけます。

● 一括受取の場合

- ・まだお支払いしていない年金支払期間中の年金(年金現価相当額)を、将来の年金受取にかえて、年金受取開始時に「全部一括受取」もしくは「一部一括受取」、または年金受取中に「残額一括受取」を選択することもできます。
- ・「●一括受取の場合」は年金現価相当額をお支払いしますので、受取総額は多くの場合、「●年金受取の場合」の総額よりも 少なくなります。



※年金受取開始時に「全部一括受取」をした場合の例です。

- ※保険期間満了まで1年未満の期間に支払事由に該当した場合でも、支払保証期間(1年)分の年金現価相当額を一括してお受取りいただけます。
- ※「全部一括受取」または「残額一括受取」を選択され、年金現価相当額がすべて一括で支払われた場合には、保障は消滅します。

Keep Up (障害介護特則なし・特三疾病特則25適用)

設計書 2/4



契約者

ご契約者 様

被保険者

契約年齡:58歳 男性

生年月日: 1967(昭和42)年10月11日

設計書

保障内容 (収入保障保険Keep Up[特定三疾病保険料払込免除特則(2025)適用])

	支払事由	年金月額・一時金額			
死亡	【主契約】 死亡したとき	収入保障年金	月額	10万円	
高度障害	【主契約】 【収入保障障害介護一時金特約】	高度障害年金	月額	10万円	
同 及陴吉	病気またはケガにより、約款所定の高度障害状態に 該当したとき	収入保障 障害介護一時金		_	
特定障害	【収入保障障害介護一時金特約】 病気またはケガにより、身体障害者福祉法に定める 1級から6級のいずれかの障害に該当し、 身体障害者手帳を交付されたとき	収入保障 障害介護一時金		_	
介護	【収入保障障害介護-時金特約】 病気またはケガにより、公的介護保険制度*における 要支援2または、要介護1から5のいずれかの状態に 該当すると認定されたとき	収入保障 障害介護一時金		_	

^{*} 公的介護保険制度における要介護認定は40歳以上の方が対象です。そのため、39歳以下の方は要介護認定を受けることはできません。

Keep Up (障害介護特則なし・特三疾病特則25適用) 設計書 3/4

^{※「}収入保障年金」と「高度障害年金」は重複してお支払いしません。

^{※「}収入保障年金」、「高度障害年金」または「収入保障障害介護一時金」が支払われたときは、収入保障障害介護一時金特約は消滅します。



契約者

ご契約者 様

被保険者

契約年齡:58歳 男性

生年月日: 1967(昭和42)年10月11日

設計書

■ 受取方法に関する特約 ※特約保険料は不要です。

リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されたとき、被保険者が指定した保険金額(指定保険金額)から6か月間の 指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差引いた金額をお支払いします。
指定代理請求特約	被保険者が年金·一時金等を請求できない約款所定の事情がある場合、指定代理請求人が 被保険者に代わって年金·一時金等を請求することができます。 ※保険契約者が法人かつ収入保障年金受取人の場合を除き、あらかじめ付加されます。

■保険料の払込免除

- 不慮の事故により、その事故の日から180日以内に約款所定の身体障害の状態に該当したときは、以後の保険料の払込みは免除され、そのまま保障が継続します。
- ●「特定三疾病保険料払込免除特則(2025)」を適用した場合、保険料払込期間中に以下の保険料払込の免除事由に該当したときは、以後の保険料の払込みは免除され、そのまま保障が継続します。

■「特定三疾病保険料払込免除特則(2025)」の保険料払込の免除事由

がん (悪性新生物・ 上皮内新生物)	がん責任開始日(責任開始日からその日を含めて91日目)以後に、初めてがん(悪性新生物・ 上皮内新生物)と診断確定されたとき
心疾患	責任開始時以後に心疾患の治療を目的として、入院をしたときまたは 約款所定の手術を受けたとき
脳血管疾患	責任開始時以後に脳血管疾患の治療を目的として、入院をしたときまたは 約款所定の手術を受けたとき



契約者

ご契約者 様

被保険者

契約年齡:58歳 男性 生年月日:1967(昭和42)年10月11日

試算表 (収入保障保険Keep Up[特定三疾病保険料払込免除特則(2025)適用])

	年齢	収入保障年金額			任巫而仝姑	经 语	払込保険料累計	解約払戻金	未経過保険料	解約時払戻金
契約日からの期間	(歳)	年金月額 (万円)	受取回数	年金受取総額 (万円)		年数	(円)	(円) A	(円) B	(円) C (A+B)
ご契約時から1か月間	58	10.00	120回	1, 200. 00	1, 148. 50	_	_	_	_	_
1年後から1か月間	59	10.00	108回	1, 080. 00	1, 039. 20	1	35, 880	0	0	0
2年後から1か月間	60	10.00	96回	960.00	928. 70	2	71, 760	0	0	0
3年後から1か月間	I	10.00	84回	840. 00	817. 00	3	107, 640	0	0	0
4年後から1か月間		10.00	72回	720. 00	704. 10	4	143, 520	0	0	0
5年後から1か月間		10. 00	60回	600.00	589. 90	5	179, 400	0	0	0
6年後から1か月間	64	10.00	48回	480. 00	474. 50	6	215, 280	0	0	0
7年後から1か月間	l .	10.00	36回	360.00	357. 80	7	251, 160	0	0	0
8年後から1か月間	l .	10.00	24回	240. 00	239. 80	8	287, 040	0	0	0
9年後から1か月間	l	10.00	12回	120. 00	120. 50	9	322, 920	0	0	0
	68		-			10	358, 800	0	0	0

※上記の「払込保険料累計(円)」「解約払戻金(円)」「未経過保険料(円)」「解約時払戻金(円)」は、年単位の契約応当日前日の金額を表示しています。 ※「一括受取金額(万円)」は、年金でのお受取りにかえて、未払年金の現価相当額の全額を一括で受取る場合の金額を表示しています。

Keep Up (障害介護特則なし・特三疾病特則25適用)

試算表 1/1

提案書番号: 202510243259274



契約者

ご契約者 様

被保険者

契約年齢:58歳 男性

生年月日: 1967(昭和42)年10月11日

適用する保険料率

- この商品は、ご契約時の被保険者の体格(BMI値)、血圧値および喫煙状況に応じて、「非喫煙者優良体保険料率」「喫煙者優良体保険料率」「喫煙者優良体保険料率」「収煙者標準体保険料率」のいずれかが適用されます。
- ●「非喫煙者優良体保険料率」「喫煙者優良体保険料率」および「非喫煙者標準体保険料率」は、「喫煙者標準体保険料率」よりも保険料が割安となる保険料率です。

■保険料率別の保険料

①BMI、②血圧値ともに所定の基準を満たしている

①BM I (ボディ・マス・インデックス)*1

18.0以上27.0未満であること *1 BMI=体重(kg) ÷ {身長(m)}²

②血圧値

最大血圧が140mmHg未満かつ、 最小血圧が90mmHg未満であること



①BMI、②血圧値の基準のほか、特別条件が適用された場合や、被保険者の健康状態等が当社の定める基準を満たしていない場合には、「非喫煙者優良体保険料率」「喫煙者優良体保険料率」を適用することはできません。

はい

いいえ

過去1年以内に喫煙歴*2がない

過去1年以内に喫煙歴*2がない

はい

いいえ

はい

いいえ

非喫煙者優良体保険料率

月払保険料 2,990円 喫煙者優良体保険料率

月払保険料 5.220円 非喫煙者標準体保険料率

月払保険料 4.340円 喫煙者標準体保険料率

月払保険料 7.610円

健康診断結果通知書または人間ドック成績表の提出が必要です

提出いただけない場合は「標準体保険料率」を適用します。

- *2 喫煙とは、紙巻たばこ、葉巻、パイプたばこ、刻みたばこ、手巻たばこ、嗅ぎたばこ、電子たばこ、加熱式たばこ、禁煙補助薬(ニコチンパッチ、ニコチンガム)等を使用することをいいます。また、この商品をお申込みいただく際は、喫煙歴について告知していただきます。
- ※「非喫煙者優良体保険料率」および「喫煙者優良体保険料率」における「優良体」とは、本商品における当社の呼称であり、「優良体」の基準に該当しない方の健康状態が優良ではないということではありません。
- ※ 保険料率は適用基準だけでなく告知書、健康診断結果通知書などとあわせて総合的に判断します。そのため、お申込みいただく保険料率が 適用されない場合があります。
- ※ ご契約後に被保険者の体格(BMI値)、血圧値、喫煙状況等に変化があった場合でも、ご契約時に適用された保険料率は変更できません。

<非喫煙者基準(料率)を適用してお申込みいただく際の注意点>

- ・所定の方法により「喫煙検査」を行う場合があります。後日、対象となる被保険者を無作為に抽出し、郵送等にてご案内いたします。 保険契約の成立の条件となりますので、すみやかにご返送ください。
- ・非喫煙者基準(料率)を適用するためには、コチニン含有量が所定の範囲内である必要があります。
- ・ご自身が喫煙をしていなくても受動喫煙(副流煙)等の影響で、所定のコチニン含有量を超えることがありますが、その場合でも「非喫煙者基準(料率)」は適用できませんのでご留意ください。

Keep Up (障害介護特則なし・特三疾病特則25適用) 適用する保険料率 1/1

7/7